

第6回岩手地方最低賃金審議会議事要旨

令和5年10月31日 午後1時30分～午後2時45分

○ 主な審議事項 公開 ・非公開 1 岩手県特定（産業別）最低賃金専門部会における審議結果について 2 岩手県特定（産業別）最低賃金の改正決定について（金額審議、採決及び答申） 3 その他	出席状況	公益	5/5
		労側	5/5
		使側	5/5
○ 審議要旨 1 岩手県特定（産業別）最低賃金専門部会における審議結果について 各部会長から、専門部会の審議結果が報告された。 2 岩手県特定（産業別）最低賃金の改正決定について（金額審議、採決及び答申） 岩手県特定（産業別）最低賃金専門部会における審議結果報告について、質問等が終了し、各専門部会の審議結果を採決案として採決が行われた。 採決の結果、 ● 採決案「現行の岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業最低賃金時間額 908 円を 41 円引き上げ 949 円（引上げ率 4.52%）とする。発効日は、法定発効とする。」が、賛成－9（労 5、公 4）、反対－5（使 5）の賛成多数で議決された。 ● 採決案「現行の岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金時間額 886 円を 39 円引き上げ 925 円（引上げ率 4.40%）とする。発効日は、法定発効とする。」が、賛成－14、反対－0 の全会一致で議決された。 ● 採決案「現行の岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金時間額 877 円を 40 円引き上げ 917 円（引上げ率 4.56%）とする。発効日は、法定発効とする。」が、賛成－9（労 5、公 4）、反対－5（使 5）の賛成多数で議決された。 ● 採決案「現行の岩手県自動車小売業最低賃金時間額 903 円を 42 円引き上げ 945 円（引上げ率 4.65%）とする。発効日は、法定発効とする。」が、賛成－9（労 5、公 4）、反対－5（使 5）の賛成多数で議決された。 答申文が、岩手地方最低賃金審議会会長から岩手労働局長に手交された。 3 その他 事務局より、来年度の实地視察について、対象業種、対象地域、実施時期、実施方法等について意見を確認した。 ○ 次回開催日 会議名 令和5年度第7回岩手地方最低賃金審議会 日時 11月16日 午後1時30分（予定） 場所 盛岡第2合同庁舎3階会議室 ※特定（産業別）最低賃金に対する異議の申出がなされた場合に開催予定			